

○富士市空き家リフォーム支援補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を有効活用することにより、周辺環境の改善及び地域コミュニティの維持に寄与するため、空き家の改修等を行うことで、これを居住の用に供しようとする者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築した市内に存在する住宅であって、現に居住していない住宅のうち、当該住宅の所有者からの申出により、その情報を市が登録しているものをいう。
- (2) 賃貸人 空き家の所有者であって、当該空き家を居住の用に供するため第三者と賃貸借契約を締結した者をいう。
- (3) 賃借人 空き家に居住することを目的として当該空き家の所有者と賃貸借契約を締結した者をいう。
- (4) 売却者 空き家を居住の用に供するため第三者と売買契約を締結した者をいう。
- (5) 購入者 空き家に居住することを目的として当該空き家の所有者と売買契約を締結した者をいう。

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、賃貸人、賃借人、売却者又は購入者のいずれかに該当する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯員全員が本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (2) 賃貸借契約又は売買契約に基づく空き家の引渡し以後、賃借人又は購入者が本市の住民基本台帳に記載され、かつ、当該空き家に5年以上（第5条第2項の規定の適用を受ける場合は、10年以上）居住する意思を有すること。
- (3) 賃貸借契約又は売買契約の当事者間が3親等以内の親族でないこと。
- (4) 賃借人にあつては、空き家の所有者から次条の交付対象工事を行うことの承諾を得ていること。

2 補助金の交付は、一の空き家につき1回限りとする。

(一部改正〔令和5年告示60号〕)

(交付対象工事)

第4条 交付の対象となる工事(以下「交付対象工事」という。)は、空き家の居住の用に供する部分に係る次に掲げる工事のうち、賃貸借契約又は売買契約を締結した日から空き家の引渡し日以後3月を経過する日までに着手する工事であって建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないものとする。

- (1) 水道、ガス又は電気設備の改修工事
- (2) 台所、トイレ又は風呂の改修工事
- (3) 内装、外装又は屋根の改修工事
- (4) 附帯物(家財を含む。)の除去に係る工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修繕、改修、増築その他の空き家の性能を維持させ、又は向上させる工事のうち市長が必要と認めるもの

(一部改正〔令和5年告示60号〕)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、交付対象工事に要した経費(申請者自らが行う工事にあつては材料費に限る。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、80万円を限度とする。

2 交付の対象が賃借人又は購入者であるとき、当該者が本市に転入をする者で、次条に規定する申請の日の前日まで1年以上継続して市外に居住していたものの補助金の額にあつては、前項の規定により算出した額に20万円を加算した額とする。この場合において、当該加算した額が交付対象工事に要した経費を超えるときは、交付対象工事に要した経費を補助金の額とする。

3 交付の対象となる空き家の売買又は賃貸の媒介の契約(以下「媒介契約」という。)において、媒介契約に係る費用を支出する場合の補助金の額にあつては、第1項の規定により算出した額に5万円(媒介契約に係る費用の額が5万円に満たないときは、その額)を加算した額とする(前項の適用を受ける場合を除く。)

(一部改正〔令和5年告示60号〕)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象工事の着手前に、富士市空き家リフォーム支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 交付対象工事の見積書の写し
  - (2) 世帯員全員の市税完納証明書
  - (3) 空き家に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し
  - (4) 交付対象工事の着工前の写真
  - (5) 前条第2項の適用を受けようとする者にあつては、申請者の戸籍の附票
  - (6) 賃貸人又は売却者にあつては、契約の相手方が当該空き家に10年以上居住する意思を有する旨の確認書
  - (7) 賃借人にあつては、交付対象工事を行うことに係る所有者の承諾書
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市空き家リフォーム支援補助金交付決定書（第2号様式）により通知するものとする。
- (変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市空き家リフォーム支援補助金変更申請書（第3号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付対象工事が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象工事に要した経費が分かる領収書等の写し
  - (2) 交付対象工事の完了後の写真
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市空き家リフォーム支援補助金確定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の確定の取消し)

第11条 市長は、交付の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- (2) 交付対象工事の内容が申請内容と異なっていたとき。
- (3) 空き家に5年以上(第5条第2項の規定の適用を受ける場合は、10年以上)居住しなかったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の確定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(追加〔令和5年告示60号〕)

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和5年告示60号〕)

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。

(一部改正〔令和5年告示60号・7年54号〕)

附 則 (令和3年3月31日告示第58号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日告示第60号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日告示第54号)

この要綱は、公示の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号・5年60号〕）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第8条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第4号様式（第9条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第5号様式（第10条関係）